

広島県高校生等奨学給付金の御案内

広島県高校生等奨学給付金は、高校生等の保護者等を対象にした、授業料以外の教育費の負担軽減を目的とした給付制度です。

1 支給対象者（次の4つの要件を全て満たすこと）

- (1) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯
 - (2) 保護者等が広島県内に在住している
 - (3) 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格を有する又は高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象として認められている
 - (4) 生徒が本年7月1日現在、国公立高等学校等[※]に在学している
- ※ 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第1～3学年）・専修学校高等課程等で広島県外に所在する国公立高等学校等を含みます。

※ 支給回数は、一人の生徒につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる生徒については、追加で2回まで支給できます。

2 支給額

世帯区分	課程・学科区分	世帯構成区分	給付金の額
生業扶助受給世帯に属する場合			年額 32,300円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（生業扶助受給世帯を除く。）に属する場合	通信制以外に在学する場合	当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等 [※] である場合及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	年額 129,700円
		その他	年額 82,700円
	通信制に在学する場合		

※ 2人目以降の高校生等とは、当該世帯に扶養されている高校生等を年齢が高い者から順に数えて、2番目以降の高校生等をいう。ただし、通信制に在学する高校生等と通信制以外に在学する高校生等を扶養している場合は、通信制以外に在学する高校生等を2人目以降の高校生等とする。

3 提出書類

(1) 生活保護受給世帯（本年7月1日現在）

提出書類	
必須	広島県高校生等奨学給付金受給申請書
	振込先金融機関を確認できる通帳等の写し ※ 金融機関名，支店名，口座番号及び口座名義が確認できるページの写しを申請書の所定欄へ糊などで貼り付けてください。
	7月1日現在の生活保護（生業扶助）受給世帯である証明書【写し可】 ○ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書を福祉事務所に持参し，その証明を受けたもの（又は写し）を添付してください。 ○ 生活保護受給証明書により，本年7月1日現在，生業扶助を受給していることが確認できる場合は，上記の代わりに生活保護受給証明書を提出することができます。

- ① 道府県民税・市町村民税賦課期日（本年1月1日）における道府県民税・市町村民税所得割非課税世帯が，本年7月1日までに生活保護受給世帯となった場合は，7月1日現在の生活保護（生業扶助）受給世帯である証明書を提出してください。
- ② 道府県民税・市町村民税賦課期日（本年1月1日）における生活保護（生活扶助）受給世帯が，本年7月1日より前に生活保護受給世帯に該当しなくなった場合は，下の「(2) 道府県民税・市町村民税所得割非課税世帯」の書類を提出してください。

(2) 道府県民税・市町村民税所得割非課税世帯

提出書類	
必須	広島県高校生等奨学給付金受給申請書
	振込先金融機関を確認できる通帳等の写し ※ 金融機関名，支店名，口座番号及び口座名義が確認できるページの写しを申請書の所定欄へ糊などで貼り付けてください。
	保護者等の道府県民税・市町村民税所得割非課税を証明する書類 <u>(いずれか一つ)</u> ○ 平成31（令和元）年度給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書【写し可】 ○ 平成31（令和元）年度市町村民税・道府県民税納税通知書（税額決定通知書）【写し可】 ○ 平成31（令和元）年度市町村民税・道府県民税課税台帳記載事項（非課税）証明書【写し可】 ○ 生活保護受給証明書（本年1月1日現在の生活保護〔生活扶助〕受給世帯であることが分かる証明書）【写し可】
該当者のみ	（高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養している場合のみ） 当該兄弟姉妹の健康保険証の写し等

※ 保護者のうち一方が配偶者控除を受けている場合

保護者のうち一方が配偶者控除を受けており，配偶者控除の対象である本人の収入が **100万円以下の場合のみ**，配偶者の道府県民税・市町村民税所得割が確認できる書類の提出は省略できます。

4 提出期限等

申請書に必要な書類を添えて、原則本年7月中に、在学する高等学校へ提出してください。

(留意事項)

生活保護(生業扶助)受給世帯における高校生等奨学給付金の取扱いについて

生活保護(生業扶助)受給世帯への高校生等奨学給付金の支給に当たって、福祉事務所において生徒の就学のために必要と認められた額については、生活保護における収入認定から除外されることとなっています。

このため、高校生等奨学給付金は、生業扶助で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費等)として活用する必要があります。

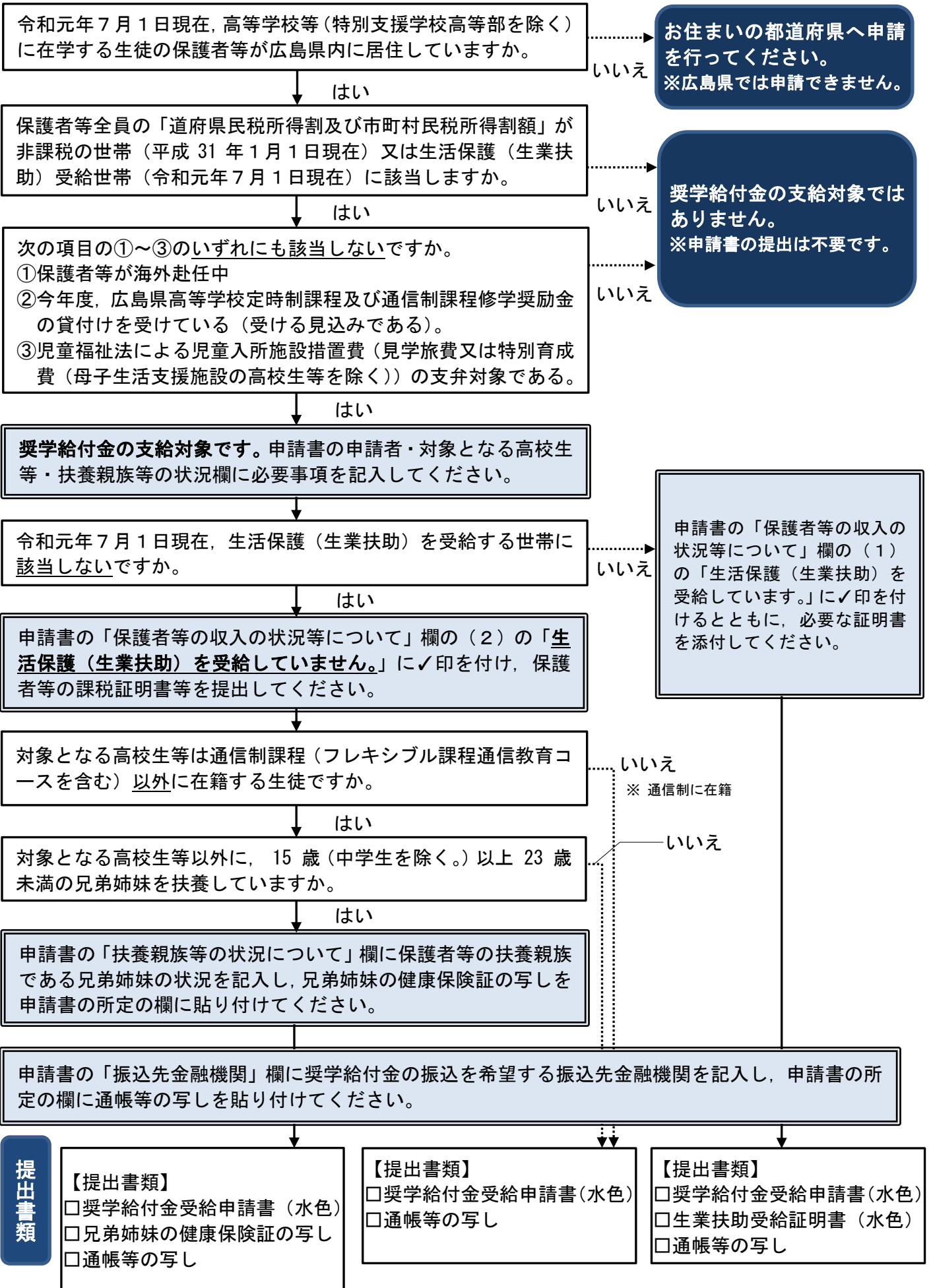
高校生等奨学給付金の活用方法等の詳細については、福祉事務所や担当のケースワーカーに相談を行ってください。

生業扶助を受給しているかどうか分からない場合は、必ず福祉事務所等に確認の上、申請を行ってください。

また、就学のために必要と認められなかった額については、収入判定の対象となり生活保護費から減額される可能性がありますので、留意してください。

広島県高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金の給付を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認し、必要書類を提出してください。※在籍高校等において、「高等学校等就学支援金」の手続きを併せて行うことが必要です。



記入例と記入上の注意

様式第1号

広島県教育委員会教育長 様

令和 元年 7月 6日

広島県高校生等奨学給付金受給申請書（国公立高等学校等用）

次の事項を確認及び同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等（高等学校等）は、**保護者等の氏名を記入してください。**

申請者住所	〒 730-8514 広島市中区基町9-42	ふりがな	ひろしま たろう
		申請者氏名	広島 太郎
申請者の連絡先※	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (自宅・ 携帯 父)		
高校生等との関係 <small>※いずれかの□に✓印を付けてください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 平日日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	ひろしま もみじ		生年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日 平成
氏名	広島 紅葉			
在学する学校	学校の名称	広島県立 ■■■高等学校・第2学年		<input type="checkbox"/> 国立 <input checked="" type="checkbox"/> 公立
	学校の種類・課程・学科	高等学校（全日制）		
	在学期間	平成 〇〇年 4月1日 ~ 平成 年 月	学校の種類・課程・学科	高等学校（全日制）
過去の高等学校等		学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
		学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

学校の種類・課程・学科は次の中から該当するものを記入してください。

- ①高等学校（全日制）②高等学校（定時制）③高等学校（通信制）
- ④高等学校（フレキシブル平日登校）⑤高等学校（フレキシブル通信教育）
- ⑥中等教育学校後期課程（全日制）⑦中等教育学校後期課程（定時制）
- ⑧中等教育学校後期課程（通信制）⑨高等専門学校（1～3学年）
- ⑩専修学校（高等課程）昼間学科 ⑪専修学校（一般課程）昼間学科
- ⑫専修学校（高等課程）夜間等学科 ⑬専修学校（一般課程）夜間等学科
- ⑭専修学校（高等課程）通信制学科 ⑮専修学校（一般課程）通信制学科
- ⑯各種学校（外国人学校）⑰各種学校（その他）

ください。）

高校生等」以外に15歳（中学生を除く）以下で記入してください。

（記入できない方の健康保険証の写しを内面の「通帳の写し・健康保険証の写し等貼付欄」に貼付してください。）

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	在学名・学年・職業等	給付金の申請の有無	課程	備考
兄	兄	広島 一郎	平成〇年〇月〇日	〇〇大学・2年生	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	

【裏面に続きます。】

※事務処理欄（申請者は記入しないでください）

扶養親族等の確認書類として健康保険証（社会保険）の写し等を貼付してください。

※ 対象となる高校生等が通信制課程・通信教育コースに在籍する場合は、この欄は記入不要です。

校番・所属コード	生徒	道府県民税・市町村民税所得割額	（保護者①）
<input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 非課税（第1子） <input type="checkbox"/> 非課税	確認済書類（添付）	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 生業扶助受給証明書 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
同一世帯状況	<input type="checkbox"/> 複数対象者なし	区分	同一世帯の他の対象者① 同一世帯の他の対象者②
	<input type="checkbox"/> 生業扶助・複数対象者	所属・氏名	
	<input type="checkbox"/> 非課税・第2子以降複数対象者・通信制以外	校番・所属コード	
	<input type="checkbox"/> 非課税・第1子及び第2子・通信制以外	申請ステータス	<input type="checkbox"/> 申請（ 円） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請（ 円） <input type="checkbox"/> 未申請
<input type="checkbox"/> 非課税・複数対象者・通信制及び通信制以外	特記事項		
<input type="checkbox"/> 通信制・複数対象者			

【保護者等の収入の状況について】次の

生活保護（生業扶助）を受給している場合は、こちらに✓印を付け、生業扶助受給証明書等を提出してください。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

生活保護（生業扶助）を受給しています。（7月1日時点）

本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

次の①又は②のいずれか該当する□に✓印を付けてください。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別紙様式）を提出します。
- ② 生活保護受給証明書等（生業扶助を受給している旨の記載があるもの）を提出します。

本年1月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条の規定による生活扶助を受給していない場合、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の証明書等を添付してください。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の方

生活保護（生業扶助）を受給していません。（7月1日時点）

私の世帯は、本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受けていないことを誓約します。

次の(ア)の①～⑤又は(イ)のいずれか該当する□に✓印を付けてください。

生活保護（生業扶助）を受給していない場合は、こちらに✓印を付けてください。

(ア) 次の者の課税証明書等（生業扶助受給世帯の場合）を提出する（課税証明書等を提出する場合は①から⑤までのいずれかの□に✓印を付けてください。）

- ① 親権者2名分（両親）
- ② 親権者1名分（一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は親権者に含まれません。）
 - ア 親権者の1人 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税証明書等を提出できない場合等
 - イ 離婚、死別等 収入の確認対象となる保護者等（課税証明書等を提出する必要がある者）の区分に✓印を付けてください。
 - ウ 親権者が存在しない場合等 課税証明書等を提出できない場合等
- ③ 未成年後見人（ ）名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）

※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者である場合は、その者を除く。
- ④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
 - ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
 - ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑤ 生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

(イ) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- 所得確認の対象が生徒本人（上記⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【振込先金融機関】（奨学給付金の振込を希望する振込先金融機関を記入してください。）

振込先口座 該当する口に✓印をして必要に応じて住所を記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先口座への入金希望する。 【原則こちらを選択して下欄へ口座を記入してください】							
	<input type="checkbox"/> 申請者以外の名義の振込先口座への入金希望する。 <input type="checkbox"/> 生徒の口座 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者の口座							
	振込先口座の名義人の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる 住所：〒 _____							
金融機関・支店名	広島		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合			県庁		本店 支店 出張所 ()
預金種目	普通		当座					
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	ヒロシマ タロウ							
口座名義	広島 太郎							

申請者以外の名義の口座への振込を希望する場合は、該当する口に✓印を付け、振込先口座の名義人住所等を記入してください。

※ 振込先金融機関の確認を行うため、下記の「通帳の写し・健康保険証の写し等貼付欄」に振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページを貼り付けてください。

【通帳の写し・健康保険証の写し等貼付欄】

総合口座（普通預金・定期預金）ご契約内容

CMF番号	お名前		
7654321	ヒロシマ タロウ 様		
総合預金口座	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額
1234567			
発行日	28.03.25	株式会社広島銀行	銀行コード0169
口座開設店番	008	口座開設店名	県庁支店
発行店番	008		

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は右詰で記入してください。確認書類として、通帳の写しを貼付してください。（キャッシュカードの写しは不可）

23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がしてください。

健康保険 家族（被扶養者） xxxxx
 被保険者証 平成〇年〇月〇日交付
 記号 xxxxxxxx 番号 △△
 氏名 広島 一郎
 生年月日 平成 年 月 日 性別 男
 認定年月日 平成 年 月 日
 被保険者氏名 広島 太郎
 事業所名 _____
 保険者番号 _____
 保険者名称 _____
 保険者所在地 _____ 印

扶養親族等の確認書類として健康保険証（社会保険）の写し等を貼付してください。

※ 国民健康保険に加入している場合は、保険証では扶養関係を確認できないため、扶養関係が確認できる保険証以外の公的書類又は扶養誓約書を提出していただく必要があります。詳細については、県教育委員会教育支援推進課へお問い合わせください。

※ 対象となる高校生等が通信制課程に在籍する場合は添付不要です。

記入上の注意（高校生等奨学給付金）

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- ア 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ウ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（フレキシブル平日登校）」、「⑤高等学校（フレキシブル通信教育）」、「⑥中等教育学校後期課程（全日制）」、「⑦中等教育学校後期課程（定時制）」、「⑧中等教育学校後期課程（通信制）」、「⑨高等専門学校（1～3学年）」、「⑩専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑪専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑫専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑬専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑭専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑮専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑯各種学校（外国人学校）」、「⑰各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください

- ア 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- イ (1)に該当するときは、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書（別紙様式「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」に福祉事務所で証明を受けたもの等）を提出してください。
- ウ (2)(ア)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (2)(ア)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「特別な事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)(ア)④及び⑤並びに(2)(イ)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- エ (2)(ア)①又は③に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類を添付してください。
- オ (2)(ア)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。**

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者について記入し、扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付してください。ただし、対象となる高校生等が、通信制課程（フレキシブル課程通信教育コースを含む）に在籍している場合は、この欄についての記載及び扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）の提出は不要です。

留 意 事 項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- エ 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。